

○シニアリフレッシュ事業実施要綱

平成 18 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 高齢者の健康の維持及び介護者の体調を維持して在宅生活の維持継続を図るため、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する者による施術を受けたときに要する費用(以下「施術費」という。)の助成については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第 2 条 施術費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有している者のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 87 条、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 54 条等の規定により、施術費について療養費の給付を受けている者を除く。

(1) 75 歳以上の者

(2) 所属する世帯が 65 歳以上の者のみで構成されており、かつ、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく要介護認定により要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 と認定された同居の者を主たる介護者として常時介護している者。ただし、被介護者 1 人につき 1 人までとする。

(助成の内容)

第 3 条 施術費の助成は、1 回につき 1,500 円とする。

2 助成に係る施術は、次条に規定する登録を受けた施術者が行うものとする。

3 前項の施術者は、助成に係る施術を 1 回につき 3,000 円で行うものとする。

(施術者の登録)

第 4 条 登録を受けることができる施術者の要件は、次のとおりとする。

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 3 条の 3 第 2 号に規定する免許証の交付を受けていること。

(2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行取扱規則(平成 9 年横須賀市規則第 38 号)第 2 条に規定する施術所開設届又は同規則第 5 条に規定する施術者出張専門業務開始届を提出し、本市に事業者登録されていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 第 3 項に規定する名簿への登録及び当該名簿の一部を公開することに同意すること。

2 施術者の登録を受けようとする者は、シニアリフレッシュ事業施術者登録申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請者が第 1 項の要件に該当しない場合を除くほか、横須賀市シニアリフレッシュ事業登録施術者名簿に登録し、名簿の内容のうち施術所の所在地、名称及び電話番号を公開するものとする。

4 施術者の登録の有効期間は、登録日から2年後の日が属する会計年度の末日とする。

(施術者の届出の義務)

第5条 前条第3項の名簿に登録された施術者(以下「登録施術者」という。)は、登録の申請内容に変更があったときは、速やかに登録事項変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 登録施術者は、登録を辞退しようとするときは、速やかにシニアリフレッシュ事業登録辞退届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成の申請)

第6条 施術費の助成を受けようとする者は、シニアリフレッシュ事業施術受療券交付申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、第2条第1項に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、当該規定に該当すると認めたときは、施術受療券(第5号様式。以下「受療券」という。)及び第4条第3項の名簿を交付するものとする。

2 受療券の交付枚数は、別表の左欄の区分に応じ、同表右欄の枚数とする。

(助成の実施)

第8条 受療券の交付を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、施術を受ける際、登録施術者に受療券を提出するものとする。

2 前項の規定により、受療券を提出し、助成決定者が登録施術者から施術を受けたときは、市長は、第3条第1項に規定する助成額を、当該登録施術者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、助成決定者に対し助成があったものとみなす。

(受療券の有効期限)

第9条 受療券の有効期限は、交付を受けた日の属する会計年度の末日までとする。ただし、年度の途中において資格を失った対象者が交付を受けた受療券の有効期限は、資格を失った日までとし、当該対象者は、残余の受療券を直ちに返還しなければならない。

(実績報告)

第10条 登録施術者は、受け取った受療券を7月、10月、1月及び4月の10日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)までにそれぞれの前月までの分をとりまとめて、シニアリフレッシュ事業実績報告書(第6号様式)に添えて、市長に提出しなければならない。

(支払い)

第11条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、報告を受けた月の末日までに受療券の枚数に応じ、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、対象者が虚偽その他不正の行為により受療券を受け、かつ、当該受療券により助成を受けたとき又は登録施術者が虚偽その他不正の行為により前条の規定による支払いを受けたときは、当該助成を受け、又は支払いを受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他の事項)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(交付の特例)

2 平成19年3月31日までに第6条に規定する申請をした者に対する受療券の交付の枚数は、第7条第2項の規定にかかわらず4枚とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条第2項関係)

申請した月	交付枚数
4月から6月まで	枚 4
7月から9月まで	3
10月から12月まで	2
1月から3月まで	1

第 1 号様式(第 4 条第 2 項関係)

第1号様式(第4条第2項関係)

シニアリフレッシュ事業登録申請書

年 月 日				
(あて先)横須賀市長 住所 申請者 氏名 ⑪ 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話				
施 術 所	所 在 地			
名 称	電 話			
シニアリフレッシュ事業への登録に必要な市税等に関する情報を調査することについて承諾します。 また、横須賀市シニアリフレッシュ事業登録施術者名簿に登録し、名簿の内容のうち施術所の所在地、名称及び電話番号を公開することについて同意します。 年 月 日 氏名 ⑪ 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕				

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式(第 5 条第 1 項関係)

第2号様式(第5条第1項関係)

登録事項変更届

年 月 日 (あて先)横須賀市長 届出者住所氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話		
変更年月日		
変更事項	変更前	変更後

第 3 号様式(第 5 条第 2 項関係)

第3号様式(第5条第2項関係)

シニアリフレッシュ事業登録辞退届

年 月 日				
(あて先)横須賀市長				
住所 届出者 氏名 印				
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕				
電話				
施 術 所	所 在 地			
	名 称		電 話	
登 録 辞 退 年 月 日				
理 由				

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 4 号様式(第 6 条関係)

第4号様式(第6条関係)

シニアリフレッシュ事業
施術受療券交付申請書

年 月 日				
(あて先)横須賀市長				
住所 申請者 氏名 生年月日 電話番号 ④				
[住所 提出者 氏名 電話番号]				
申請者が 介護して いる者	住所			
	(フリガナ)		生年月日	
	氏名			
要介護状態区分				
(事務処理欄)				

※ 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 5 号様式(第 7 条第 1 項関係)

第5号様式(第7条第1項関係)

施 術 受 療 券

登 録 番 号	
受 療 者 氏 名	
有 効 期 限	
年 月 日発行	
横須賀市長 	
施 術 者	
施 術 年 月 日	

第 6 号様式(第 10 条関係)

第6号様式(第10条関係)

シニアリフレッシュ事業実績報告書

年 月 日 (あて先)横須賀市長 申請者住所氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話 印	
報告対象期間	
施術件数	
金額	
(事務処理欄)	

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。